

運転者健康診断助成金交付要綱

平成2年4月1日制定

公益社団法人 宮城県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会（以下「宮ト協」という。）は、運転者の健康維持管理を図り、事業者の安全運転に対する一層の配慮を促し、もって交通安全対策に資することを目的として、宮ト協各支部が実施する集団健康診断事業のうち、成人病の検査項目に限りその一部を助成するものである。

(集団健康診断の定義)

第2条 集団健康診断とは、労働安全衛生規則第44条に基づく定期健康診断を、支部長が主催し、支部長が定めた日時、場所、健康診断実施機関により実施することをいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成対象者は、集団健康診断を受診したトラック運送事業者（宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る。）（以下「事業者」という。）とする。

(助成金)

第4条 健診料の助成金は、別表による。

(助成金の請求)

第5条 事業者は、集団健康診断を受診したときは、支部長が定める様式による受診者名簿等を支部長に提出しなければならない。

2 支部長は、次項に定める期日までに、別に定める健康診断助成金事業者名簿（以下「事業者名簿」という。）を宮ト協会長に提出しなければならない。なお、事業者名簿には健康診断実施機関の受診証明書を添付するものとする。

3 事業者名簿の提出は、年2回（上期・下期）に分けて行い、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 上期 当該年度の9月末日まで提出
- (2) 下期 当該年度の2月末日まで提出

(事業者に対する助成)

第6条 宮ト協会長は、支部長の要請により、直接、健康診断費用の一部（助成金相当分）を健康診断実施機関に支払うか、又は支部長を経由して事業者に助成金を交付しなければならない。

(助成金の返還)

第7条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業のすべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

附 則 この要綱は2019年4月1日から施行する。

別表

区 分	助 成 金
健診料（35歳及び40歳以上の運転者）	2,000円

(注) 1 事業者当たりの助成人数は、宮ト協に届け出ている車両台数（会員名簿への登載車両台数）と同数を年間の上限とする。予算枠に達したときは、その時点までとする。